

尾道市宅地造成等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行に関しては、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(障害物の伐除の許可の申請)

第3条 法第5条第1項の規定による障害物の伐除の許可を受けようとする者は、別記様式第1号による障害物伐除許可申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 障害物の所有者及び占有者との交渉の経過を示す書面
- (2) 伐除を行う場所の位置を示す図面(縮尺10,000分の1以上のものに限る。)
- (3) 伐除を行う場所の区域を示す平面図(縮尺500分の1以上のものに限る。)

(障害物の伐除の許可証)

第4条 法第6条第2項に規定する許可証の様式は、別記様式第2号による障害物伐除許可証とする。

(工事の許可申請の手続)

第5条 法第8条第1項の規定による許可を受けようとする造成主は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の施行区域(以下「宅地造成区域」という。)を工区に分けたときは、省令第4条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(工事にかかる協議)

第6条 法第11条の規定による市長と協議を行おうとする者は、別記様式第3号による宅地造成に関する工事の協議書に前条で定める図書及び市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(工事の着手届)

第7条 法第8条第1項の規定による許可を受けた造成主(以下「許可を受けた造成主」という。)は、当該許可に係る宅地造成に関する工事に着手したときは、別記様式第4号による宅地造成工事着手届書に主要な工事の工程計画書を添付して、市長に提出しなければならない。

(工事計画の変更許可)

第8条 法第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第5号による宅地造成に関する工事の変更許可申請書に、省令第25条に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(工事の変更協議)

第9条 第6条により工事に係る協議が成立したものを変更する場合は、別記様式第6号による宅地造成に関する工事の変更協議書に省令第4条に定める図書で変更が生じたもの及び市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第10条 法第12条第2項の規定による市長への届出を行おうとする者は、別記様式第7号による宅地造成に関する工事の変更届書を市長に提出しなければならない。

(届出工事の変更届出)

第11条 法第15条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、別記様式第8号又は別記様式第9号による届出

工事の変更届書を市長に提出しなければならない。

(工程等の変更)

第12条 許可を受けた造成主又は法第15条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、別記様式第10号による宅地造成工事工程等変更届書を市長に提出しなければならない。

(擁壁の設置の緩和)

第13条 政令第15条第1項の規定による擁壁の代替措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 石積み工
- (2) 芝工
- (3) 積苗工
- (4) 市長が適当と認めた工法

(技術的基準の強化等)

第14条 政令第5条第4号及び第13条第3号の技術的基準を次のとおり強化し、及び付加する。

(1) 谷筋又は著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、谷筋又は傾斜している方向に約50メートルの間隔でその盛土の高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤等を暗渠とともに埋設し、盛土の下橋の部分にすべり止めの擁壁を設置すること。

(2) 雨水又は合流に係る排水施設の断面積は、次のア及びイに掲げる数値を用いて算定した計画流量をウに掲げる率で割増したものによって決定すること。

ア 1時間の降雨量 120ミリメートル

イ 流出係数 密集市街地 0.9

一般市街地 0.8

水田及び山地 0.7

畑及び原野 0.6

ウ 割増率 雨水に係る排水施設 20パーセント

合流に係る排水施設 30パーセント

(標識の掲示)

第15条 許可を受けた造成主は、宅地造成に関する工事の期間中別記様式第11号による許可済の標識をその工事現場内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(工事の施行状況報告)

第16条 許可を受けた造成主は、擁壁及び排水施設に関する事項が次に掲げる工程に達したときは、そのつど、遅滞なく別記様式第12号による報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 擁壁の床堀りを完了したとき。
- (2) 鉄筋コンクリート擁壁を設置する場合にあっては、その基礎配筋を完了したとき。
- (3) 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したとき。

2 前項の報告書には、当該工事の施行場所を記載した宅地の平面図、断面図及び当該工事の施行状況を明らかにした写真を添付しなければならない。

(工事完了検査の手続)

第17条 法第13条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付は、第5条の規定により宅地造成区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(身分証明書の様式)

第18条 身分証明書の様式は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第6条第1項の身分証明書 別記様式第13号
- (2) 法第6条第2項の身分証明書 別記様式第14号
- (3) 法第18条第2項において準用する法第6条第1項の身分証明書 別記様式第15号

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成20年6月20日から施行する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、宅地造成等規制法施行細則（昭和38年広島県規則第23号）の規定により広島県知事に対してした許可申請その他の行為については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

障害物伐除許可申請書

年 月 日

尾道市長 様

申請者 住所
氏名

㊞

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成等規制法第5条第1項の規定により障害物の伐除を行いたいので、尾道市宅地造成等規制法施行細則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

障害物の伐除の場所	尾道市					
障害物の伐除を行う土地	地目			面積		
	所有者	住所			氏名	
	占有者	住所			氏名	
障害物の伐除を行う土地	地目			面積		
	所有者	住所			氏名	
	占有者	住所			氏名	
障害物の伐除を行う目的						
障害物の種類						
障害物の伐除の方法及び範囲						
障害物の伐除の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
その他参考となるべき事項						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号(第4条関係)

障 害 物 伐 除 許 可 証

指令第 号

様

年 月 日付けで申請の障害物の伐除については、宅地造成等規制法第5条第1項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

尾道市長 印

- 1 障害物の伐除の場所
- 2 障害物の伐除を行う土地の地目及び面積
- 3 障害物の伐除を行う土地の所有者及び占有者の氏名
- 4 障害物の伐除を行う目的
- 5 障害物の種類
- 6 障害物の伐除の方法及び範囲
- 7 障害物の伐除の期間
年 月 日 ~ 年 月 日



宅地造成に関する工事の協議書

宅地造成等規制法第11条の規定により協議します。						
年 月 日						
尾道市長 様						
申請者 住 所						
氏 名 ㊟						
1	造成主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	宅地の所在及び地番 尾道市					
5	宅地の面積 ㎡					
6 工 事 の 概 要	ア 切土又は盛土をする土地の面積 ㎡					
	イ 切土又は盛土の土量	切 土				㎡
		盛 土				㎡
	ウ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				m	m	
	エ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				cm	m	
	オ 崖面の保護の方法					
	カ 工事中の危害防止のための措置					
	キ その他の措置					
	ク 工事着手予定年月日					
ケ 工事完了予定年月日						
コ 工程の概要						
7	その他必要な事項					
※受付欄		※決裁欄		※協議成立番号		
				年 月 日		
				第 号		

- 注 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本協議書に添付すること。
 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
 4 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可を要する場合に於いてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

副

宅地造成に関する工事の協議成立通知書

※許可通知欄	宅地造成に関する工事の協議書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、次の条件を付して協議が成立したので通知します。				
	協議成立番号 第 号		尾道市長 <input type="checkbox"/>		
	年 月 日				
	条件				
1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番	尾道市			
5	宅地の面積				
6 工 事 の 概 要	ア 切土又は盛土をする土地の面積				
	イ 切土又は盛土の土量	切 土			
		盛 土			
	ウ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	エ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				cm	m
	オ	崖面の保護の方法			
	カ	工事中の危害防止のための措置			
	キ	その他の措置			
ク	工事着手予定年月日				
ケ	工事完了予定年月日				
コ	工程の概要				
7	その他必要な事項				

- 注 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本協議書に添付すること。
 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
 4 7 欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号（第7条関係）

宅地造成工事着手届書

年 月 日

尾道市長 様

住所

氏名 ㊟

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成工事に次のとおり着手したので、主要な工事の工程計画書を添えて届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日 指令第 号
造成地の所在	尾道市
着手年月日	年 月 日
工事施工者	住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 現場管理者氏名 電話番号 (事務所) (緊急連絡先)
設計者	住所 氏名 電話番号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第12条第1項の規定による変更の許可を申請します。		年 月 日		※手数料欄	
尾道市長 様		申請者 住所		氏名	
				⑩ 〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
1	宅地の所在及び地番	尾道市			
2	宅地の面積				
3 工 事 の 概 要	ア 切土又は盛土をする土地の面積				
	イ 切土又は盛土の土量	切土			
		盛土			
	ウ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	エ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				cm	m
	オ	崖面の保護の方法			
カ	工事中の危害防止のための措置				
キ	その他の措置				
ク	工程の概要				
4	宅地造成に関する工事の許可番号	年 月 日 指令第 号			
5	変更の理由				
6	その他必要な事項				
※受付欄		※決裁欄		※変更許可番号	
				年 月	
				日	
				指 令 第	
				号	

- 注 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 1欄、2欄及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。
 3 6欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、許可等の手続の状況を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

副

宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※許可通知欄	宅地造成に関する工事の変更許可申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、次の条件を付して許可しましたので通知します。					
	変更許可番号		指令第		号	
			年 月 日			
	尾道市長				印	
条件						
1	申請者の住所及び氏名 (法人の場合は、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)					
2	宅地の所在及び地番 尾道市					
3	宅地の面積 m^2					
4 工 事 の 概 要	ア 切土又は盛土をする土地の面積		m^2			
	イ 切土又は盛土の土量	切 土	m^3			
		盛 土	m^3			
	ウ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				m	m	
	エ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				cm	m	
	オ 崖面の保護の方法					
カ 工事中の危害防止のための措置						
キ その他の措置						
ク 工程の概要						
5	宅地造成に関する工事の許可番号		年 月 日		指令第 号	
6	変更の理由					
7	その他必要な事項					

注 1 ※印欄には、記入しないこと。

2 2欄、3欄及び4欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。

3 7欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、許可等の手続の状況を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

正

宅地造成に関する工事の変更協議書

宅地造成等規制法第11条の規定により協議します。						
年 月 日						
尾道市長 様						
申請者 住所 氏 名 ㊟						
1	造成主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	宅地の所在及び地番	尾道市				
5	宅地の面積	m ²				
6 工 事 の 概 要	ア 切土又は盛土をする土地の面積	m ²				
	イ 切土又は盛土の土量	切 土				m ³
		盛 土				m ³
	ウ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				m	m	
	エ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				cm	m	
	オ 崖面の保護の方法					
	カ 工事中の危害防止のための措置					
	キ その他の措置					
ク 工事着手予定年月日						
ケ 工事完了予定年月日						
コ 工程の概要						
7	その他必要な事項					
※受付欄		※決裁欄		※協議成立番号 年 月 日 第 号		

- 注 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本協議書に添付すること。
 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
 4 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可を要する場合におけるみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

副

宅地造成に関する工事の変更協議成立通知書

※許可通知欄	宅地造成に関する工事の協議書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、次の条件を付して協議が成立したので通知します。					
	協議成立番号 第 号		年 月 日		尾道市長 印	
条件						
1	造成主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	宅地の所在及び地番		尾道市			
5	宅地の面積					
6 工 事 の 概 要	ア 切土又は盛土をする土地の面積					
	イ 切土又は盛土の土量	切 土				m ³
		盛 土				m ³
	ウ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				m	m	
	エ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				cm	m	
	オ 崖面の保護の方法					
	カ 工事中の危害防止のための措置					
	キ その他の措置					
	ク 工事着手予定年月日					
ケ 工事完了予定年月日						
コ 工程の概要						
7	その他必要な事項					

注 1 ※印欄には、記入しないこと。

2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足りる資料を本協議書に添付すること。

3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

4 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第7号(第10条関係)

宅地造成に関する工事の変更届書

年 月 日

尾道市長 様

住所

氏名

㊟

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成等規制法第12条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添えて届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日 指令第 号		
造成地の所在	尾道市		
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更の理由			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第8号(第11条関係)

届出工事の変更届書

年 月 日

尾道市長 様

住所

氏名 ㊟

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等規制法第15条第1項の規定により届け出た工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た 年 月 日	
工事をしている 土地の所在及び 地番	
工事をしている 土地の面積	
変更事項	
変更理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第9号(第11条関係)

届出工事の変更届書

年 月 日

尾道市長 様

住所

氏名

印

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等規制法第15条第2項の規定により届け出た工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た 年 月 日	
工事が行われる 土地の所在及び 地番	
行おうとする工 事の種類及び内 容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第10号(第12条関係)

宅地造成工事工程等変更届書

年 月 日

尾道市長 様

住所

氏名

㊟

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成工事を次のとおり
中止
再開
廃止
したので、届け出ます。

許可 届出 年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
理 由	
工事進捗状況及び 防災措置	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号 (第15条関係)

宅 地 造 成 許 可 標 識			
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 指 令 第 号		
工 事 場 所	尾道市		
造 成 主 住 所 及 び 氏 名			
工 事 施 行 者 住 所 及 び 氏 名			
設 計 者 住 所 及 び 氏 名			
工 事 施 行 面 積		現 場 管 理 者 氏 名	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

100 cm

80 cm

100 cm

GL

注 宅地造成工事に名称を付するものについては、「工事場所」の欄に当該名称を記入すること。

工事の中間施行状況報告書

年 月 日

尾道市長 様

住所

氏名

㊞

〔法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成工事の中間施行状況について、次のとおり報告します。

許可年月日及び 番号	年 月 日 指令第 号
造成主住所 及び氏名	
造成地の所在	尾道市
報告事項	1 擁壁の床掘り完了 2 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋完了 3 地下埋設の集水管、暗渠、管渠等配置完了

注 1 報告事項欄の該当の項目番号を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(表面)

		第	号
身 分 証 明 書			
		職名	
		氏名	
		年	月 日 生
上記の者は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第4条第1項の規定により、宅地造成工事既成区域の指定のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うことができる者であることを証明します。			
年 月 日		尾道市長	印

注 用紙の大きさは、横9センチメートル、縦6センチメートルとする。

(裏面)

注 意 事 項			
1 この証明書は、表記の権限を行使する際に必ず携帯して、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。			
2 この証明書は、犯罪捜査のため使用しないこと。			

(表面)

		第	号
身分証明書			
		職名	
		氏名	
		年	月 日 生
上記の者は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第5条第1項の規定により、障害物の除伐を行う権限を有する者であること証明します。			
年 月 日		尾道市長	印

注 用紙の大きさは、横9センチメートル、縦6センチメートルとする。

(裏面)

注 意 事 項			
1 表記の権限を行使する際には、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第5条第1項の規定による尾道市長の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。			
2 この証明書は、犯罪捜査のため使用しないこと。			

(表面)

		第	号
身分証明書			
職名			
氏名			
		年	月 日 生
上記の者は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第18条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明します。			
年 月 日			
尾道市長		印	

注 用紙の大きさは、横9センチメートル、縦6センチメートルとする。

(裏面)

注 意 事 項			
1 この証明書は、表記の権限を行使する際に必ず携帯して、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。			
2 この証明書は、犯罪捜査のため使用しないこと。			